

平成27年度

下期定期監査報告書

帯広市監査委員

帯監査第76号
平成28年3月28日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様
帯 広 市 議 会 議 長 小 森 唯 永 様

帯広市監査委員 西 田 讓
帯広市監査委員 秋 田 勝 利
帯広市監査委員 鈴 木 仁 志

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成27年度に実施した定期監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

目 次

第 1	監査の項目	1
第 2	監査の目的	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の範囲及び方法	1
第 5	監査の期間	1
第 6	監査の結果	2
第 7	監査結果に関する意見	9

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり定期監査を実施した。

第1 監査の項目

収入及び支出事務等の執行状況について

重点項目：外部送付帳票等の受領・チェックについて

第2 監査の目的

収入事務は、調定、徴収、滞納整理等の収納状況を含む事務全般について、また、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について、関係する法令等に基づき適正に執行されているか、及び内部統制機能が発揮されているかに着目して監査を行い、効率的な行政運営の確保に資することを目的とした。

第3 監査の対象

政策推進部（財政課、秘書課、広報広聴課）

総務部（総務課、契約管財課、情報システム課、資産税課）

市民環境部（環境都市推進課、清掃事業課、中島地区振興室）

商工観光部（観光課、空港事務所）

農政部（ばんえい振興室）

都市建設部（都市計画課、みどりの課、住宅課、建築営繕課）

議会事務局（総務課）

農業委員会事務局（農地課）

第4 監査の範囲及び方法

1 範囲

平成27年4月1日から平成27年9月30日までに執行された事務

なお、議会事務局総務課の政務活動費については、平成26年度に執行された事務を対象とした。

2 方法

監査を行う歳入及び歳出の項目等については、抽出を行い、対象課から帳簿等の関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、議会事務局総務課の政務活動費の監査において、鈴木仁志監査委員を除斥した。

第5 監査の期間

平成27年9月18日から平成28年3月22日まで

第6 監査の結果

収入及び支出事務の執行状況、重点項目とした外部送付帳票等の受領・チェックの実施状況及び平成26年度の政務活動費の執行状況について監査した結果、事務処理は適正に行われていた。

1 部課別の監査結果

(1) 政策推進部

ア 財政課

特記すべき事項はなかった。

イ 秘書課

特記すべき事項はなかった。

ウ 広報広聴課

特記すべき事項はなかった。

(2) 総務部

ア 総務課

特記すべき事項はなかった。

イ 契約管財課

特記すべき事項はなかった。

ウ 情報システム課

特記すべき事項はなかった。

エ 資産税課

特記すべき事項はなかった。

なお、重点項目とした「外部送付帳票等の受領・チェックについて」に係る実施状況は、4ページから6ページに記載のとおりである。

(3) 市民環境部

ア 環境都市推進課

特記すべき事項はなかった。

イ 清掃事業課

特記すべき事項はなかった。

ウ 中島地区振興室

特記すべき事項はなかった。

(4) 商工観光部

ア 観光課

特記すべき事項はなかった。

イ 空港事務所

特記すべき事項はなかった。

(5) 農政部

ア ばんえい振興室

特記すべき事項はなかった。

(6) 都市建設部

ア 都市計画課

特記すべき事項はなかった。

イ みどりの課

特記すべき事項はなかった。

ウ 住宅課

特記すべき事項はなかった。

なお、重点項目とした「外部送付帳票等の受領・チェックについて」に係る実施状況は、4ページから6ページに記載のとおりである。

エ 建築営繕課

特記すべき事項はなかった。

(7) 議会事務局

ア 総務課

特記すべき事項はなかった。

なお、政務活動費の概要及び平成26年度の執行状況については、7ページから8ページに記載のとおりである。

(8) 農業委員会事務局

ア 農地課

特記すべき事項はなかった。

2 外部送付帳票等の受領・チェック状況

(1) 情報処理システム運用マニュアルについて

市民など対外的に送付する帳票等の事務処理ルールについては、情報処理システム運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）の中で「外部送付帳票等の成果物の受領・チェック手順」を定めている。

これは、受託業者から納品を受ける「成果物」の内容誤りを未然に防止するために、「外部送付帳票等内容確認書」及び「チェック手順書」を用いた事務処理手順を定めるもので、平成26年12月にマニュアルの改訂を行い、受託業者と業務主管課の双方が、担当者及び検査責任者の複数名による確認を行うこととしている。

「チェック手順書」は、業務主管課が確認すべき項目を事前に定め、テスト処理時及び本番処理時に各確認項目に基づいてチェックを実施するために作成しており、チェック項目は、送付する帳票に応じた項目について、最低限確認しなければならないと思われる項目を共通項目として定め、このほかに各課が帳票に応じて独自項目を定めている。

●マニュアルで規定する成果物を検収するための様式及び事務処理手続き等

成果物検収様式	事務処理手続き	目的
チェック手順書	納付書などの帳票や口座引き落としの電子データ等、市民等に直接影響を与える発送物を対外的に送付・提供する場合に、業務主管課が確認すべき項目を事前に定め、テスト処理時及び本番処理時に各確認項目に基づいてチェックを実施する。	受託業者と業務主管課の双方で点検した経過を文書で明らかにし、チェック手順書の内容に不備がないかどうか定期的に内容の見直しを行うことで業務の標準化、見える化を図りながら、適正な事務処理を徹底すること。
電算処理にかかる外部送付帳票等内容確認書	各課のシステム担当者ではなく、事務担当者が点検を行うこととし、検査責任者として原則係長職以上の職員も検査を行う二重チェック体制とする。	

(2) 監査対象事務及び市民に送付した帳票等

監査対象課	監査対象事務	市民に送付した帳票等
総務部 資産税課	固定資産税・都市計画税 当初賦課事務及び更正事務	固定資産税・都市計画税 納税通知書（一般分）
		固定資産税・都市計画税 納税通知書（口座分）
		固定資産税・都市計画税 賦課決定減免通知書
都市建設部 住宅課	住宅使用料及び駐車場使用料 当初賦課事務 及び 更正事務	住宅使用料納入通知書
		駐車場使用料納入通知書
	督促事務	督促状
	口座振替依頼データ作成事務	住宅使用料口座振替依頼データFD 駐車場使用料口座振替依頼データFD

(3) 業務主管課における外部送付帳票等の受領・チェック事務の流れ

受領・チェック事務	説明
<p>1 チェック手順書の作成</p>	<p>(1) チェック項目の設定</p> <p>【主な共通項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○処理件数 ○出力項目（文書日付、年度、送付先氏名等） ○数値、金額 <p>【主な独自項目】</p> <p><資産税課></p> <ul style="list-style-type: none"> ○賦課年度、整理番号、発付日などが正しく出力されているか ○宛名欄の氏名・住所・方書に文字数が多い場合、全て文字切れせずに出力されているか ○年税額・期別納付額が正しく出力されているか ○減免税額、固定資産税減額適用税額が正しく出力されているか ○（土地）所在・評価額・課税標準額が正しく出力されているか ○（家屋）所在・評価額・課税標準額が正しく出力されているか <p><住宅課></p> <p>ア 納入通知書</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文書日付、年度、送付先氏名などが指示どおり表示されているか ○印字位置にずれはないか ○同封物が漏れなく封入封緘されているか ○家賃額、納期限、賦課年度、期別（月分）などが正しく出力されているか ○駐車場区画番号及び車両番号が正しく出力されているか ○振替指定口座の口座名義人が正しく編集され、“様”が出力されているか <p>イ 督促状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○出力した件数は正しいか、また重複はないか ○年度、発付日、指定納期限、入居者氏名などが指示どおり表示されているか ○督促対象月、未払額が指示どおり表示されているか <p>ウ 口座振替依頼データFD</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合計金額、件数は正しいか ○振替日、金融機関毎の件数は正しいか ○振替対象口座、振替金額は正しいか

<p>2 テスト処理時の確認</p>	<p>(1) テストチェック手順書に基づく出力結果の点検</p> <p>○チェックの方法</p> <p>チェック手順書に記載した項目が、受託業者から提出のあったテスト帳票にどのように出力されているかチェックする。</p> <p>チェック結果が良好の場合は結果欄に○を、不良の場合は×を記入する。</p> <p>チェックは複数名で行うこととし、最初に業務担当者がチェックを行い、その後検査責任者（係長職以上）がチェックを行う。</p> <p>なお、チェック結果が不良の場合は、受託業者にプログラム等を修正させ、チェック結果が良好となるまで作業を繰り返す。</p> <p>(2) テスト内容確認書の決裁</p> <p>○テスト内容確認書（写し）及びテストチェック手順書（写し）を受託業者へ渡す。</p>
<p>3 本番処理時の確認</p>	<p>(1) 本番チェック手順書に基づく出力結果の点検</p> <p>○チェックの方法は、テスト処理時と同様</p> <p>(2) 本番内容確認書の決裁</p> <p>○テスト内容確認書（写し）及びテストチェック手順書（写し）を受託業者へ渡す。</p> <p>(3) 本番チェック手順書及び本番内容確認書保管</p> <p>(4) 必要に応じチェック手順書の見直し</p>

(4) 外部送付帳票等の受領・チェック状況

項目	総務部資産税課	都市建設部住宅課
「チェック手順書」について	チェック項目に定める項目に基づき、受託業者及び業務主管課の複数名（担当者及び検査責任者）が検査を行っていた。	同左
「電算処理に係る外部送付帳票等内容確認書」について	印刷物等、「チェック手順書」を元に、受託業者及び業務主管課が確認を行っていた。	同左

3 政務活動費の概要及び平成26年度の執行状況等

(1) 政務活動費の概要

ア 政務活動費にかかる根拠法令等

(ア) 地方自治法第100条第14項、第15項及び第16項

(イ) 帯広市議会政務活動費の交付に関する条例

【条例別表（第6条関係）】

項目	内容
調査旅費	会派又は会派に属さない議員(以下「会派等」という。)が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
研修費	会派等が他の団体等の開催する研究会、研修会に参加するために必要な経費
要請・陳情活動費	会派等が要請、陳情活動を行うために必要な経費
研修会等開催費	会派等が研究会、研修会を開催するために必要な経費
会議費	1 会派等が各種会議を開催するために必要な経費 2 会派等が他の団体等の開催する意見交換会等各種会議に参加するために必要な経費
資料作成費	会派等が行う政務活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派等が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派等が行う政務活動及び市政について、市民に報告し広報するために必要な経費
広聴費	会派等が行う、市民からの市政及び会派等の政策等に対する要望・意見の聴取、住民相談等に要する経費
会派等運営費	会派等が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費及び会派等が行う政務活動のために必要な会派等控室の維持管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で、市長が特に認めた会派等政務活動経費

(ウ) 帯広市議会政務活動費の交付に関する規則

(エ) 政務活動費経理事務の手引

(2) 平成26年度の執行状況等

ア 交付決定について

政務活動費は市議会における会派に対して、各月1日における当該会派の所属議員数（議長又は副議長に就任することにより会派を離脱した議員は、離脱前の会派の所属議員とみなす。）に月額30,000円を乗じて得た額を交付する。（条例第2条、第4条）

交付の方法は、申請に基づき四半期ごとに交付するものとし、各四半期の最初の月の15日に、当該四半期に属する月数分を交付する（条例第3条）とされている。

なお、会派別交付申請額及び交付決定額は、下表のとおりである。

【会派別交付決定額】

区分 会派名	交付申請額		変更申請額		最終交付 決定額
		積算内訳		積算内訳	
市政会	3,600,000	H26.4.1 @30,000円×12月×10人	3,540,000	H27.1.15 @30,000円×12月×9人 @30,000円×10月×1人	3,540,000
民主・市民連合	2,520,000	H26.4.1 @30,000円×12月×7人	—		2,520,000
緑風クラブ	1,800,000	H26.4.1 @30,000円×12月×5人	—		1,800,000
公明党	1,440,000	H26.4.1 @30,000円×12月×4人	—		1,440,000
日本共産党 帯広市議会議員団	1,080,000	H26.4.1 @30,000円×12月×3人	—		1,080,000
新政会	1,080,000	H26.4.1 @30,000円×12月×3人	—		1,080,000
合計	11,520,000		—		11,460,000

※ 市政会の変更理由は、平成27年1月13日議員1名の辞職によるもの。

イ 収支報告について

平成26年度における政務活動費の全会派の収入合計金額は11,460,000円、支出合計金額は9,980,306円で、その収支差額の合計金額である1,479,694円が返還されていた。

会派別収支報告状況は下表のとおりである。

【会派別収支報告】

(単位:円)

区分	会派名	市政会	民主・市民連合	緑風クラブ	公明党	日本共産党帯広市議会議員団	新政会	合計	支出額に占める項目別割合
収入		3,540,000	2,520,000	1,800,000	1,440,000	1,080,000	1,080,000	11,460,000	
政務活動費									
支出		3,355,846	2,086,664	1,785,843	605,915	1,074,289	1,071,749	9,980,306	100.0%
会派別執行率		94.8%	82.8%	99.2%	42.1%	99.5%	99.2%	87.1%	
調査旅費		2,395,575	268,350	630,870	148,220	0	34,810	3,477,825	34.8%
研修費		559,185	1,067,471	873,496	0	0	884,780	3,384,932	33.9%
要請・陳情活動費		0	0	0	0	0	0	0	0.0%
研修会等開催費		61,110	0	0	0	0	0	61,110	0.6%
会議費		0	0	0	0	0	0	0	0.0%
資料作成費		0	0	0	0	0	0	0	0.0%
資料購入費		237,510	204,231	281,477	196,625	415,489	147,083	1,482,415	14.9%
広報費		0	0	0	0	658,800	0	658,800	6.6%
広聴費		0	0	0	0	0	0	0	0.0%
会派等運営費		102,466	546,612	0	261,070	0	5,076	915,224	9.2%
その他の経費		0	0	0	0	0	0	0	0.0%
収支差額(返還額)		184,154	433,336	14,157	834,085	5,711	8,251	1,479,694	—

ウ 会派別執行状況について

各会派の交付された政務活動費の合計額(収入額)11,460,000円に対し、各会派が執行した合計額(支出額)は9,980,306円で、執行率は87.1%であった。

会派別の執行率を見ると、90%以上の執行率が4会派(市政会・緑風クラブ・日本共産党帯広市議会議員団・新政会)、80%以上90%未満の執行率が1会派(民主・市民連合)、40%以上50%未満の執行率が1会派(公明党)であった。

エ 政務活動費の項目別執行状況

政務活動費の執行額合計(支出額)9,980,306円に対し、条例第6条別表に規定する支出項目別の内訳は各会派合計で、調査旅費が3,477,825円(34.8%)、研修費が3,384,932円(33.9%)で、支出額全体の約7割を占めていた。

その他の項目では、資料購入費が1,482,415円(14.9%)、会派等運営費が915,224円(9.2%)、広報費が658,800円(6.6%)、研修会等開催費が61,110円(0.6%)となっていた。

なお、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、広聴費及びその他の経費については執行がなかった。

第7 監査結果に関する意見

収入及び支出事務全般について監査した結果、事務処理は適正に行われており、継続して改善が図られていることが認められました。

このことは、適正な事務執行に向けての取組が、全庁的に浸透している成果であると評価いたします。

また、政務調査費から制度改正された政務活動費について、収入及び支出事務をはじめ、その使途内容についても監査を行いました。会派ごとに会計帳簿や領収書等の証拠書類が整備されており、その執行内容は、帯広市議会政務活動費の交付に関する条例等に基づき適正に執行されていることを確認いたしました。

政務活動費については、全国的にも住民から高い関心が寄せられております。今後とも政務活動費の使途の透明性の確保に努められますよう期待いたします。

次に、昨年度、申請書類を二重送付した臨時福祉給付金の不適正事務の発生を契機として、対外的に送付する帳票等の事務処理手順が見直されたことから、この外部送付帳票等の受領・チェック事務を重点項目に設定して監査を行いました。

その結果は、情報処理システム運用マニュアルに基づき適正に執行されていることが確認されました。しかしながら、本年度においても、国民健康保険料にかかる口座振替金額の誤りや、個人番号が記載された住民票の誤送付などの不適正な事務処理が発生したところであり、より一層適正な事務執行に努める必要があります。

今後においては、これまで以上に事務の適正執行に向けて、事務上のリスクを評価・管理する内部統制の充実、強化を図り、市民から信頼される行政運営に努められますよう期待いたします。